

～架空請求に注意してください～



自分の氏名・電話番号・メールアドレスを知っている債権回収業者を名乗る者から「3年前にオンライン投資塾のプロジェクトに入会している。入会金は支払いがあったが、月会費が滞納され、約360万円の損害が発生している。和解する場合は36万円を支払うように。」と電話があった。心当たりはなかったが、過去に同様の情報商材を購入したことがあり、「アクセス履歴がある」と言われたため、入会したかもしれないと思い、支払った。

- ✓利用していなければ連絡をしないようにしましょう。
- ✓架空請求か判断がつかなかったり、不安を持ったりした場合は消費生活センターにご相談ください。裁判所からの通知は、書類の真偽の判断が特に難しいので、「裁判所からの支払督促」や「少額訴訟の呼出状」と思われる場合は、放置せずすぐに消費生活センターまでご相談ください。



パソコンでインターネットを利用中に、突然ピーピーピーとけたたましい警告音が鳴り、画面に「あなたのコンピューターはウイルスに感染したので、すぐに下記番号までご連絡ください」という表示が出た。慌てて電話をしたところ、遠隔操作で警告音を止めてもらい、ウイルス対策の有償サポートを進められたのでクレジットカードで支払ってしまった。

- ✓警告画面が表示されても鵜呑みにせず、慌てて連絡や契約をしないようにしましょう。



トラブルにあった場合は消費生活センターまでご相談ください！



— 12月の予定

- 🌲 12/12(土) 9:00-16:00 週末消費生活センター
平日はお仕事等でご都合がつかない方のために
週末消費生活センターを開設します。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019